

国立大学法人島根大学経営協議会（第4回）＜議事要録＞

日 時 平成16年12月15日（水）14：00～16：00

場 所 本部5階大会議室

出席者 本田学長，保母理事，坂本理事，山本理事，高安理事，山根理事，井原理事，
江原事務局長，宇野委員，木幡委員，中村委員，寛司委員，吉岡委員
〔陪席：今岡監事〕

議題1．平成16年度予算の補正について

平成16年度の追加配分等予算の補正について，事務から資料により説明があり承認された。

議題2．平成17年度国立大学法人島根大学予算編成方針（案）について

議題3．国立大学法人島根大学予算編成基準（平成17年度）（案）について

前回の経営協議会において承認された「平成17年度国立大学法人島根大学予算編成方針」について，附属病院予算に係る予算計上の仕組みを見直したことによる一部改正（案），この「予算編成方針（案）」をもとに，具体的に予算を作成するための「基準（案）」及びこの「基準（案）」に則して主要区分ごとに予算額を整理した「平成17年度予算概算額（案）」について，事務から資料により説明があり承認された。

また，平成17年度の具体的予算（案）について，次回の本協議会に提案することとした。

議題4．教員の人件費管理に関する当面の対応と中期方針（案）について

今後一段と厳しい財政状況が予想され，対応策が緊急の課題となっている人件費について，副学長を中心に検討部会を設置して検討した人件費管理に関する基本方針について，高安副学長から資料により説明があり承認された。

議題5．島根大学における学生等の授業料その他費用について

「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」による額を標準として各国立大学法人が定めることとなっている授業料等の額について，本学の平成17年度の授業料等の額の取り扱いについて，資料により学長から説明があり，現段階では授業料を標準額以外とする積極的な理由がないことから，省令で定められる標準額が改定された場合においても，標準額とすることとした。

また，標準額が改定された場合，科目等履修生の検定料等の，省令で標準額が示されない費用についても，新標準額の改定に準じて決定することとし，標準額が変更された場合の「島根大学における学生等の授業料その他費用に関する規則」の改正については役員会に一任し，次回開催の本協議会で報告することとした。

議題 6 . 国立大学法人島根大学の運営について

島根大学の理念・目的，組織整備，中期目標・計画における島根大学の特徴ある取り組み，人事運営方針，施設整備方針等の大学の運営方針及び当面する課題等について，前回の本協議会で各委員から出された意見について，学長からその後の対応及び考え方について紹介があり，意見交換を行った。

報告事項 1 . 中間決算報告について

期末決算の準備として，9月30日を中間決算日として試行を行った中間決算の結果について事務から資料により報告があった。

報告事項 2 . 国立大学法人島根大学就業規則等の改正について

前回の経営協議会において骨子を承認し，その後，過半数代表者の意見を聞いた上で，役員会で改正し，今回の本協議会で報告して承認を得ることとしていた，医学部附属病院長職の新設及び人事院勧告実施に伴う寒冷地手当の支給方法の変更に係る就業規則の改正について，事務から資料により報告があり承認された。

- * 会議終了後，埋蔵文化財調査研究センター，汽水域研究センター，附属図書館について学外委員による学内視察を行った。